

事務連絡

令和3年7月21日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

職域接種において2回目の接種を進めるに当たっての留意点について

新型コロナウイルスワクチンの接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、本年6月21日より、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でのワクチン接種を可能としているところです。

今般、下記のとおり、職域接種において2回目の接種を進めるに当たっての留意点をまとめましたので、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体に御連絡いただくようお願いいたします。

記

1 2回目の接種機会の確実な提供について

職域接種は、自治体における接種に影響を与えないこと、企業や大学等（以下「企業等」という。）が接種に必要な実施体制を確保し、同一の接種会場で2回接種を完了すること等を前提に実施しているものであること。

このため、接種対象者の体調不良等により、接種対象者への2回目の接種を当初の予定どおりに実施できない場合であっても、実施期間を延長すること等により、企業等が責任を持って2回目の接種機会を確実に提供する必要があること。

なお、武田／モデルナ社のワクチンの接種間隔に係る考え方については、厚生労働省HP（<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0072.html>）に掲載しているQ&Aを参照されたいこと。

2 ワクチンの有効活用について

貴重なワクチンについて、余剰を生じさせることがないように、必要量のみを

確保すること。

このため、職域接種の申請時に希望していたワクチンの量が、実際に必要とする量に比べて多くなっている企業等においては、速やかに、「申請受付番号」及び「変更前後の総接種予定人数」について、厚生労働省健康局健康課予防接種室 (svokuiki@mhlw.go.jp) に、メールで連絡し訂正するとともに、ワクチン接種円滑化システム (V-SYS) を通じて配送希望量を適宜調整すること。また、一度、配送を受けたワクチンについては、活用しきるよう努めること。

その際、必要以上のワクチンの配送を受け、廃棄するに至った場合には、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における職域接種のワクチン廃棄に関する公表について」(令和3年7月21日付け健発0721第6号厚生労働省健康局長通知)により、厚生労働省に必要事項を報告の上、廃棄を行った企業名、廃棄量、廃棄の経緯・要因及び再発防止策等の概要を原則公表する扱いとなることに留意すること。

なお、武田/モデルナ社のワクチンは、最小配送単位が10バイアル(100回分)となっているが、やむを得ず、数バイアルの余剰が生じてしまった場合の対応については、別途検討中であるので、余剰が生じてしまった場合においては、適切に保管しておくこと。